

学校における働き方改革取組方針

(平成 30 年度～平成 32 年度)

平成 31 年 3 月

府中町教育委員会

はじめに

学校を取り巻く環境は、社会や経済の変化に伴い、より複雑化・多様化しており、学校には、これまで以上に子供たちに対するきめ細かな対応が求められています。

また、情報化やグローバル化といった社会の急速な変化が進む中、知識を活用し、共同して新たな価値を生み出せるよう、主体的な学びを促す教育も推進する必要があります。

これらの対応を進める中で、教員の業務は多様化し、拡大しており、教職員の情熱と献身的な努力に支えられている現状を見直さなければ教職員が本来取り組むべき業務に十分に取り組めない状況です。

このため、本町においては、教職員が子供に向き合う時間を確保し、教育の質を向上して信頼される学校づくりを推進するため、文部科学省の「学校現場における業務改善加速事業」を受託し、広島県教育委員会と共同して業務改善の取組を積極的に進めてきました。

これまでの取組により、一定の成果が見られる一方、教員の長時間勤務の縮減には至っておりません。

国を挙げて働き方改革に向けた動きが加速する中、本町教育委員会として学校における働き方改革を更に推進するため、この度、総合的な取組方針を策定することといたしました。

保護者や地域の方々の理解も得ながら、本方針に基づき、取組を進めていきたいと考えております。

平成 31 年 3 月 22 日

府中町教育委員会教育長 高杉 良知

< 目 次 >

I	策定に当たって.....	1
1	取組方針策定の趣旨	
2	学校の業務改善に係る町教育委員会のこれまでの取組	
II	目指す姿・町教育委員会及び町立学校の役割.....	5
1	目指す姿	
2	町教育委員会及び町立学校の役割	
III	期間・目的.....	6
1	期間	
2	目標・成果指標	
IV	取組の柱.....	7
V	取組内容.....	7
1	学校・教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備	
2	部活動指導に係る教員の負担軽減	
3	学校における組織マネジメントの確立	
4	教職員の働き方改革に対する意識の醸成	
VI	フォローアップ.....	11
1	フォローアップ	
2	町立学校に係る支援	

I 策定に当たって

1 取組方針策定の趣旨

(1) 現状・課題

教員は、授業以外にも成績処理等の教務事務、印刷や諸費会計等の事務的な業務、部活動指導等に多くの時間を割いている実態がある。また、いじめ・不登校等の生徒指導上の課題の複雑化・多様化や、地域や保護者等からの要望への対応など、教員に求められる役割が拡大しており、こうした状況が教員の長時間勤務の要因となっていると考えられる。

これまで学校の業務改善に係る様々な取組を進めてきた結果、9割程度の教員が子供と向き合う時間が確保されていると感じる等、一定の成果が見られたものの、1割以上の教員が過労死ラインとされる1週間当たり60時間以上の勤務を行っている。特に、中学校では2割以上の教員に上る等、長時間勤務の縮減には至っていない状況にある。

(2) 取組方針策定の趣旨

こうした課題の解決に向けて、本取組方針を策定し、教職員が働きやすい環境を整備するとともに、管理職を中心とした組織的な学校体制を構築し、教職員一人一人の働き方に対する意識を見直して、府中町立学校における教職員の働き方改革を推進する。

2 学校の業務改善に係る府中町教育委員会の取組（H29～）

（1）平成 29 年度の取組

平成 29 年度から学校教育課内に学校支援室を設置し、学校教育に係る学校支援の充実を図るとともに、文部科学省事業「学校現場における業務改善加速事業」を受託し、指定校を中心に全校で業務改善に係る取組を強化した。特に学校現場の勤務実態を教職員に周知しながら、業務改善の必要性和勤務時間を意識した働き方を浸透させる等の意識改革、主体的な業務改善を推進する仕組づくり、教職員の業務の負担を軽減するための外部スタッフの配置等に取り組んだ。

（具体的な取組）

- ・学校支援拡大会議を開催しての P D C A サイクルによる府中町業務改善推進体制の整備
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの両中学校区への配置時間増
- ・町内文書の鑑文の廃止
- ・部活動休養日の設定
- ・定時退庁日の設定
- ・夏季一斉閉庁日の実施
- ・町からの調査・照会文書の整理
- ・町教委主催研修等の整理
- ・教育研究レポートの休止

（2）平成 30 年度からの取組

平成 29 年度に取り組んだ「意識改革」、「体制づくり」の基盤の上に、業務改善に係る実証的研究、P D C A サイクルに基づく取組の改善・充実に取り組んでいる。

(具体的な取組)

- ・年度はじめに各校「子どもと向き合う時間」についての熟議を実施
- ・入退勤時刻の記録を基にした勤務時間の適正管理
- ・退勤時刻ボードの実施 ・給食指導支援員の配置
- ・19時以降の電話対応を学校管理人に移行
- ・町からの調査・照会文書の整理、他部局等への働きかけ

(3) 取組状況

業務改善モデル校におけるアンケートでは、子供と向き合う時間が確保できていると感じる教員の割合が小学校、中学校とも上昇傾向が見られる。教員の1週間当たりの合計勤務時間は同時期を比較すると改善傾向が見られるものの中学校では大きな改善が確認できない。

① 子供と向き合う時間が確保できていると感じる教員の割合（目標値 80%）

小学校 平成29年5月：66.1%⇒平成31年 1月：91.1%（25.0ポイント上昇）

中学校 平成29年5月：64.5%⇒平成31年 1月：83.1%（18.6ポイント上昇）

年度	校 種	第1回(5月)	第2回(10月)	第3回(1月)
平成29年度	小学校	66.1%	76.9%	75.7%
	中学校	64.5%	65.9%	64.3%
平成30年度	小学校	80.5%	83.3%	91.1%
	中学校	72.6%	65.0%	83.1%

② 教員の1週間当たりの合計勤務時間

平成28年 5月：62.9時間⇒平成30年 5月：60.2時間（2.7時間削減）

平成28年10月：61.1時間⇒平成30年10月：57.1時間（4.0時間削減）

平成29年 1月：59.6時間⇒平成31年 1月：56.9時間（2.7時間削減）

年 度	校 種	第1回(5月)	第2回(10月)	第3回(1月)
平成28年度	小学校	56.8時間	56.3時間	53.6時間
	中学校	65.6時間	63.4時間	61.8時間
	町全体	62.9時間	61.1時間	59.6時間
平成29年度	小学校	57.9時間	55.7時間	56.3時間
	中学校	66.1時間	62.1時間	61.8時間
	町全体	62.1時間	58.1時間	58.6時間
平成30年度	小学校	57.2時間	53.3時間	52.3時間
	中学校	65.5時間	64.0時間	61.1時間
	町全体	60.2時間	57.1時間	56.9時間

※ 小学校は平成29年度第1回まで指定校（H29は府中小、H30は府中小、府中南小）のみ

③ 時間外勤務が月80時間を超える教員の人数（町教委入退勤時間調べ）

年 度	校 種	5月(%)	10月(%)	1月(%)
平成30年度	小学校	9人 (12.0%)	11人 (14.5%)	0人 (0.0%)
	中学校	30人 (42.3%)	33人 (46.5%)	16人 (23.2%)
	町全体	39人 (26.7%)	44人 (29.9%)	16人 (11.0%)

※ 小学校は平成30年度の指定校（府中小、府中南小）のみ

（参考）

厚生労働省が過労死の労災認定の目安としている次の2つは同義です。

「1月あたりの時間外勤務80時間」

「1週間あたりの合計勤務時間60時間」

Ⅱ 目指す姿・町教育委員会及び町立学校の役割

1 目指す姿

本方針に基づいた取組を進めることにより、「あいさつ 感謝 志」を柱とした学校教育の推進、学習指導要領の改訂や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、教員の子供と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

また、教員以外も含めた教職員全体の長時間勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

2 町教育委員会及び町立学校の役割

(1) 町教育委員会

本方針を基に、町立学校における教職員の働き方改革に向けた取組を検討・実施するとともに、町長部局や関係機関等との連携を図る。

(2) 町立学校

校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、本方針に基づき、教職員の共通理解を図った上で、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

Ⅲ 期間・目標

1 期間

平成 30 年度～平成 32 年度

2 目標・成果指標

(1) 子供と向き合う時間の確保

子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合が、80%以上となることを目指す。

(2) 長時間勤務の縮減

時間外勤務が月 80 時間を超える教員が 0 人になることを目指す。

(目標の達成に向けた取組を実施することで、教職員全体の長時間勤務の縮減も図る。)

※ この目標は、上記の目安時間まで教職員が勤務することを推奨する趣旨ではない。

IV 取組の柱

上記の目標を達成するため、次の4つの視点を柱として取組を推進

- 学校・教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- 部活動指導に係る教職員の負担軽減
- 学校における組織マネジメントの確立
- 教職員の働き方に対する意識の醸成

V 取組内容

1 学校・教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 外部人材・専門スタッフの配置と効果的な活用

ア スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門スタッフの効果的配置や活用を推進する。

イ 教員の業務を補助するスクール・サポート・スタッフ、非常勤職員(給食指導支援、授業確保、部活動支援)等を引き続き配置するとともに、更なる充実に向けた検討を進める。

(2) 校務支援システム等ICTの活用促進

学籍、出欠、成績などの情報を統合的に管理する校務支援システムの導入・効果的な活用について検討する。また、ICT機器を活用した業務の効率化について、検討を進める。

(3) 各種計画、事業、調査・照会等の見直し

ア 学校が作成する各種計画や町教育委員会が実施する各種事業、調査・照会等を見直し、精選や簡素化を図るとともに、町長部局からの調査・

照会等についても学校の負担軽減の視点で働きかける。

イ 新たな業務を行う場合には、教職員の過度な負担とならないよう配慮する。

(4) 研修の見直し等

教員の負担軽減の視点も踏まえた効果的な研修の在り方や実施時期などの見直しを進めるとともに、報告書等の簡素化を図る。

(5) 教材・指導案等の共有化

町の共有フォルダ等を活用した教材・指導案等の共有化を進める。

(6) 支援が必要な子供・家庭への対応

子供を取り巻く様々な課題等に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門スタッフや専門機関との連携を強化する。

(7) 学校・教員が担う業務の整理、家庭・地域との連携の推進

ア 学校や教員が担う業務について、役割分担や外部委託等、業務の在り方の検討を進める。

イ 部活動や勤務時間外の電話対応などに係る教員の負担軽減など、保護者の理解を得た上で取組を推進する。

ウ コミュニティ・スクールなど、学校が地域住民や保護者と教育目標を共有し、組織的・継続的な連携を可能とする「地域とともにある学校づくり」を進める。

2 部活動指導に係る教員の負担軽減

(1) 「部活動の方針」を踏まえた学校における活動方針の策定・徹底

町教育委員会が策定した方針を踏まえ、学校において、部活動の方針を策定するとともに、方針に基づいた部活動休養日や活動時間の徹底を図る。

(2) 外部人材を活用した取組

ア 民間スポーツクラブの協力を得て、指導者養成や生徒の主体的な活動の推進を図る。

イ 部活動の指導を支援する非常勤講師の配置、コミュニティ・スクールのサポーターによる支援など、運営体制の充実に向けた検討を進める。

(3) 外部団体等との連携

大会等の統廃合や大会運営の見直し等を関係機関・関係団体に働きかける。

(4) 効果的な練習方法等の研修の実施

短時間でより効果的な練習方法等について、研修を実施する。

3 学校における組織マネジメントの確立

(1) 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進

ア 学校評価自己評価表に業務改善や教職員の働き方に関する事項を設定し、管理職はその目標・方針に沿って学校経営を行う。また、学校関係者評価を実施し、外部の視点を踏まえた取組の改善・充実に図る。

イ 校内の推進体制を整備した上で、PDCAサイクルに基づく業務改善・業務削減の取組を全校で進める。

ウ 教職員一人一人の業務改善の意識を高めるために、人事評価制度において、各教職員が実施した担当業務の適正化の取組を積極的に評価するなど、評価の活用を推進する。

エ 学校に設定されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を徹底する。

(2) マネジメント研修の充実

管理職及びミドル層に対する研修や専門研修等において、教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等をはじめとしたマネジメントに関する研修を実施し、マネジメントスキルの向上を図る。

(3) 教頭及び事務長等への専決事項の拡大

学校における意思決定の迅速化、事務の効率化のため、教頭、事務長等の専決事項の拡大等を検討して実施する。

4 教職員の働き方に対する意識の醸成

(1) 学校における勤務時間管理の徹底

ア 教職員の健康管理や長時間勤務の縮減に向け、教職員・管理職・町教育委員会が勤務時間を把握し、適正な管理を行う。

イ 全教職員が入退校時刻を確実に入力する。

ウ 管理職は、把握した勤務時間を踏まえて、教職員と面談を行い、必要に応じて保健管理医との面談を勧めるなど教職員の健康管理に務める。また、ストレスチェック制度等を活用し、教職員のセルフケアなどの取組を促すとともに、職場のストレス要因の軽減を図る。

エ 各学校で教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安を設定すること

や、教職員が自ら退校予定時刻を毎日設定することなどを通じて、長時間勤務の改善に向けた時間管理の意識改革に取り組む。

(2) 学校における定時退校日の推進

1 週間のうち平日 1 日は、特に中学校では、部活動休養日と併せた定時退校日を設定し、教職員のワーク・ライフ・バランスを推進する。

(3) 一斉閉庁期間の設定

ア 8 月のいわゆるお盆前後に 1 週間（7 日間）以上の閉庁日を設定する。

（閉庁日が土日・祝日と重なる場合は当該日数も含める。）

イ 一斉閉庁の期間の延長や夏季以外の長期休業期間中における閉庁期間の設定について検討する。

(4) 教職員全体に対する働き方改革に関する研修等の実施

管理職のみならず学校の教職員全体に対しても、勤務時間を意識した働き方改革を浸透させるために、業務改善に係る熟議の実施や町教育委員会主催の研修における働き方に関する内容の充実を図る。

VI フォローアップ・学校に係る支援

1 フォローアップ

取組の着実な実行を図るため、勤務実態の調査や毎年度の取組の検証を行うとともに、学校の状況や国及び県の動向等を踏まえ、随時方針の見直しを行う。

2 学校に係る支援

各学校における教職員の働き方改革の推進に向け、必要な支援を実施する。